

平成 26 年度大規模 CO2 削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務公募要領

平成 26 年 3 月
環境省地球環境局

※ 本公募に係る契約締結は、当該契約に係る平成 26 年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものです。

1. 事業の概要と目的

電力価格の上昇や、火力発電量の増加により CO2 排出量の増加が懸念され、さらなる CO2 削減への経済的且つ効果的な対策が急務となっています。

このため、既存機器の運用改善や高効率設備の導入等を促進する必要があり、短期間で投資回収可能な対策技術に関する適切な情報提供や投資リスクの低減など、経済性に優れた効果的な対策の提案を行っていくことが重要です。

平成 26 年度大規模 CO2 削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務（以下、「本業務」という。）は、今後高効率設備の導入等により大規模な CO2 排出量削減の効果が見込まれる面的分野を対象に、エネルギー供給システム等の運用改善又は設備更新、熱エネルギーのカスケード利用等による新たな大幅削減の可能性を明らかにするとともに、効果的な対策提案を実施することにより、実現可能な削減方策の導出と低炭素な地域づくりの推進に資することを目的とします。

2. 公募対象業務

（1）定義

本公募要領における用語の定義は以下のとおりとします。

①地下街

「地下街」とは、地下に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものと当該地下道を合わせたものを指します。また、公共用地・民有地いずれも含むものとします。

②温泉街

「温泉街」とは、複数の宿泊施設により構成され、組合（旅館組合等）を有する温泉地を指します。なお、本業務においては源泉を集中管理施設より各宿泊施設へ配湯されている温泉街を公募対象とします。

③提案書作成責任者

「提案書作成責任者」とは、本公募への提案に当たり、提案書を作成する担当責任者を指します。

④代表事業者

「代表事業者」とは、本業務を主に実施する事業者を指します。また、代表事業者は環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。

⑤共同事業者

「共同事業者」とは、複数の事業者による共同提案を行う場合の代表事業者以外の事業者を指し、業務の一部を担い経費を執行する事業者とします。

(2) 公募対象分野

本業務の公募対象は別表に示す①及び②とします。

なお、本事業の成果物として、CO₂削減対策実施により期待される CO₂ 削減見込み量を推計するとともに、CO₂ 削減対策に取り組むに当たっての課題等（複数事業者の円滑な連携のための課題等を含む）の整理を行い、調査結果を事業報告書として取りまとめご提出いただきます。

別表

	対象分野	業務内容	採択件数	業務実施期間
①	地下街における 大規模 CO ₂ 削減ポテンシャル調査・対策提案	地下街における熱源機器や照明等の設備の導入・運用状況等の調査並びに高効率設備の導入や運用改善による CO ₂ 削減効果の算出と効果的な CO ₂ 削減対策の提案等を行うこととします。	予算額の範囲内で、①及び②合計 10 件程度を採択する予定です。	原則として単年度とします。ただし、業務内容に応じて 2 か年で実施できる場合があります。（3. 業務実施期間についてを参照願います。）
②	温泉街における 大規模 CO ₂ 削減ポテンシャル調査・対策提案	温泉街における源泉の集中管理施設や各旅館の熱源機器・空調等の設備の導入・運用状況等の調査並びに高効率設備の導入や運用改善による CO ₂ 削減効果の算出と効果的な CO ₂ 削減対策の提案等を行うこととします。	1 件当たりの調査に掛かる経費の上限額は 5,000 万円程度とします。	

3. 業務実施期間について

業務実施期間は原則として単年度としますが、業務内容に応じて2か年（平成26年度から平成27年度）で実施できる場合があります。

2か年に渡り業務を行う場合は、本公募への提案に当たり、その必要性・理由と事業実施スケジュールを平成26年度大規模CO2削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務に関する提案書（別添3）の4-1. 本業務の実施計画において具体的に提示いただき、環境省が妥当と認める場合に限りします。

また、2か年に渡る業務の実施が承認された場合、初年度及び翌年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、目標達成状況を自己評価していただきます。また、初年度の目標達成状況を当該年度の2月頃に環境省が評価し、翌年度業務の継続実施の可否について決定します。

なお、2か年に渡る業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。

また、2か年の業務実施は、翌年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、2か年の業務の実施を保証するものではありません。

4. 公募の条件

（1）公募対象者

本公募の対象者は、以下の①～④に該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。共同提案の場合、原則、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

①民間企業

②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

④その他法律によって直接設立された法人

（2）業務への協力体制

事業者は、本公募へ提案を行う段階で、本業務において調査対象となる地下街又は温泉街の運営・管理主体となる事業者（組合等も含む）に、本業務へ協力することについて調査協力承諾書（別添5）にて承諾を得られていることを条件とします。

（3）業務の実施体制

代表事業者は、環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。また、代表事業者は、提案内容が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、その業務推進に係る取りまとめを行っていただきます。

複数事業者による共同提案を行う場合、代表事業者は本業務の共同事業者との役割分担を含む実施計画の作成等、業務の円滑な執行のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、本業務の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、採択後に変更することはできません。

5. 事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、事業者の採択を行います。

- (1) 審査は、事業者より提出された提案書類及び添付書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について「平成 26 年度大規模 CO2 削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務に関する提案書等の評価基準表」（別添 1）に基づき採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づく今後の地域づくりへの波及効果等を考慮し、予算総額の範囲内において採択します。（平成 26 年度大規模 CO2 削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法（別添 2）参照）
- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4) 審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 選定・採択要件

上記 5. 審査の実施に当たっては、以下（1）及び（2）を選定・採択要件とします。

- (1) 書面審査における審査要件
 - ①必要な内容が記載されていること。
 - ②必要書類が添付されていること。
 - ③他の省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと。
- (2) 審査委員会における選定・採択要件
 - ①業務の実施方法が具体的に提案されていること。
 - ②業務の実施計画が具体的に提案されていること。
 - ③本業務終了後の展望について、具体的なテーマを設定し、提案されていること。
 - ④業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

7. 提案に当たっての留意事項

事業者は、平成 27 年 2 月 13 日（金）までに業務実施結果について環境省へ報告書骨子を提示した上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。

なお、本業務は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

(1) 提案書類

【提案書類】

- 【添付書類】

- (2) 提出期限等

平成26年4月4日（金） 17時00分

100-0013

③ 提出部数

なお、添付書類は各 1 部ずつ提出してください。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成 26 年度大規模 CO2 削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務に係る提案書等在中」と朱書きすることとします。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の１０時００分から１７時００分まで
（持参の場合は、１２時００分～１３時００分を除く）とします。
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった提案書等は、無効とします。
- ウ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。
- エ 提出された提案書等は、返却しません。
- オ 提出された提案書等は、提出者に無断で、提案書等の審査以外の目的には使用しません。
- カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑥ 提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

10. 事業の流れ（予定）

3～4月	公募
4月	審査・採択
4月～	委託契約
～2月	業務実施
2月13日	報告書骨子提出
3月	報告書提出
4月	精算・支払

1 1. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (3) 本事業は平成 26 年度の新規事業であり、他府省の既存事業で既に実施されている提案内容は、採択対象から除外する場合があります。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。